

**教育功労表彰**  
市教育委員会は11月1日に、教育の分野で功労のあった45人3団体の皆さんを表彰しました。

**問** 市長室  
TEL 06・6992・1302

(順不同、敬称略)

▽地域社会功労関係  
和田芳香

▽教育・文化功労関係  
福谷俊治・吉本孝治

▽産業経済功労関係  
栗林明子

▽社会福祉功労関係  
川住克子・福田治夫・中村三代子・宮山喜美子・井津君子・臼井勝代・菅原久美子・谿口廣子・中越明美・松本京子・松本ふみ代・森本久子・三木扶美江・安田操

▽教育・文化功労関係  
樋浦恭・明石吉弘・渡邊橋三・浅岡敏恵・白江俊和・寺前時子・西村直樹・南浩雪・橋本隆夫・川口幸孝

▽教育・文化功労関係  
大西章仁・小野雅央・萱野壮・寺本毅・佐藤裕宣・多田尚史・花光智香子・荻原緑・多田美加・浦島三愛・塚田誠・原至生・田畑三千・森川尚子・大竹進・立花美穂・七原睦郎・立花征一郎・國枝渉・西川隆士・尾崎千恵・岡崎陽子・大関美雪・土井川美里・井上浩一・寺西麻理・林三智子・原田裕子

▽教育・文化功労関係  
西垣孝政・西垣鈴・郡愛花・西垣琴・西尾小夏・藤本未羽・今井菜友・藤本由菜・西本晴美・的場愛奈・安本駿・足立遥・月野結愛・中岡虹空・政岡強輝・中谷心陽菜・徳田隼・赤首部瑞生・佐藤一樹・出嶋智年・第一中学校茶道部・錦中学校ソフトボール部・樟風中学校吹奏楽部

(順不同、敬称略)

**問** 教育総務課  
TEL 06・6995・3152

**固定資産税の特例措置**  
賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている土地は、特例措置により固定資産税・都市計画税が軽減されますが、建築中の土地には原則として特例措置は適用されません。

例外として、住宅の建て替えが前年度の賦課期日における建て替え前の所有者と同一の者により行われているこ

お知らせ  
おめでとうございます

市民一般表彰

市は、市制施行記念日の11月1日に、市の発展に貢献された次の28人の皆さんを表彰しました。

▽社会福祉功労関係

▽教育・文化功労関係

固定資産税の特例措置

賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている土地は、特例措置により固定資産税・都市計画税が軽減されますが、建築中の土地には原則として特例措置は適用されません。

固定資産税の特例措置

例外として、住宅の建て替えが前年度の賦課期日における建て替え前の所有者と同一の者により行われているこ

となど一定の要件を満たすと特例措置の対象となります。

固定資産税の減額措置

省エネ改修工事

平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事を行った場合において、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

- 適用を受けるための主な要件**
- ①改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
  - ②店舗等併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること(ただし、賃貸住宅部分は控除対象外)。
  - ③省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること。
  - ④表中ア～エの合計額が税込60万円を超えていること(ウ、エの設備設置工事を行う場合は、(ア)および(エ)と併せて行う(イ)の工事に充てた工事費用が税込50万円を超え、ア～エの合計額が税込60万円を超えていること)。
  - ⑤令和6年3月31日までに工事を完了すること。

**申請手続き**  
減額措置を受けようとする納税者

ア	窓の断熱改修工事(必須)
イ	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
ウ	太陽光発電装置の設置工事
エ	高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事

は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。

申請書は課税課窓口にあります。

▽工事明細書および領収書など

▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせください。

**問** 課税課資産税担当  
TEL 06・6992・1474



オンライン予約はこちら

12月の市民無料相談

注 祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談(弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00~16:30	オンライン(相談日の1週間前からの)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権室 TEL 06-6992-1512
	法律相談(司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 12日・19日・26日(火)	13:00~15:00			
	登記相談(司法書士)	相続・贈与などの登記(1人30分・先着4人)	第2水曜日 13日(水)	13:00~15:00			
	税務相談(税理士)	相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人)	第2金曜日 8日(金)	13:00~16:00			
	行政書士相談(行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 5日(火)	13:00~16:00			
	不動産一般相談(宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 5日(火)	13:00~16:00			
行政	行政相談(行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日 26日(火)	10:00~12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談 人権擁護委員による相談	毎週水曜日 第2・4金曜日 8日・22日(金)	9:00~12:00 13:00~16:00	当日直接 当日電話	市役所5階 相談室507	
	女性のための悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分)	第1・2・3・4火曜日 5日・12日・19日・26日(火)	13:00~16:00	オンライン、電話		
	LGBTQ+人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日 14日(木)	17:00~20:00			
	福祉の総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日 第1火曜日 5日(火) 第2火曜日 12日(火) 第3火曜日 19日(火) 第4火曜日 26日(火) 第1木曜日 7日(木) 第2木曜日 14日(木) 第3木曜日 21日(木)	9:00~17:30 10:00~16:00(各コミュニティセンターの開催日時を除く) 10:00~12:00	当日直接		市役所7階守口市 社会福祉協議会 藤田事務所 (藤田町4-20-1) 西部 コミュニティセンター 北部 コミュニティセンター 錦 コミュニティセンター 八雲東 コミュニティセンター 庭窪 コミュニティセンター 南部エリア コミュニティセンター 東部エリア コミュニティセンター
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困り事など	平日 第2・4日曜日 10日・24日(日)	9:00~17:30 9:00~13:00	電話	市役所6階 くらしサポートセンター守口	くらしサポートセンター守口 TEL 0800-200-8011
介護	介護保険について	弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談(1人1時間以内)	第2水曜日 13日(水)	15:30~17:30	前日までに電話	市役所1階 市民相談室102	くすのき広域連合 TEL 06-6995-1516 同連合守口支所(高齢介護課内) TEL 06-6992-2180
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困り事など	第4月曜日 25日(月)	10:00~12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不動産協会大阪東支部 TEL 06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困り事など	第3木曜日 21日(木)	13:00~16:00	電話	大枝公園	大枝公園 TEL 06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL 06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など(妊娠中から相談可)	月~土曜日	9:00~17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる TEL 06-6995-7833